

6 選 挙 会

(1) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者			
都道府県の 選挙管理委 員会の委員 長	同左記の委 員	書記長	その他	計	都道府県の 選挙管理委 員会の書記 長及び書記	都道府県の 職員	その他	計
1	2	-	-	3	12	-	-	12

(2) 各立会人に関する調

区分 市町別	期日前投票立会人		投票立会人		開票立会人		選挙立会人
	期 日 前 投票所数	投 票 立会人数	投票所数	投 票 立会人数	開票所数	開 票 立会人数	選挙立会人数
県	-	-	-	-	-	-	9
市	24	194	287	708	10	30	-
町	11	121	151	379	9	27	-
計	35	315	438	1,087	19	57	9

(注) 立会人数は、実人数による。

7 選挙公営

(1) 選挙運動用自動車使用公営に関する調

事 項	契約の種類 一般運送契約 によるもの	左記以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入	燃料供給	運転者の雇用	計	
契約をした候補者数 (人)	-	3	5	5	-	-
延べ使用(従事)日数(日)	-	27	-	60	-	-
契約金額の総額 (円)	-	388,250	254,923	780,000	1,423,173	1,423,173
基準額の総額 (円)	-	426,600	453,600	750,000	1,630,200	1,630,200
請求額の総額 (円)	-	388,250	254,923	750,000	1,393,173	1,393,173

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。

(2) 通常葉書作成公営に関する調

事 項	選挙区別	合 計			
		1 区	2 区	3 区	
候補者数 (人)		2	2	2	6
作成枚数の合計 (枚)		70,000	75,000	70,000	215,000
契約金額の総額 (円)		539,700	589,850	462,350	1,591,900
基準額の総額 (円)		539,700	539,700	539,700	1,619,100
請求額の総額 (円)		539,700	539,700	462,350	1,541,750
平均単価 (円)		7.71	7.87	6.61	7.41

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。

$$\text{平均単価} = \frac{\text{契約金額の総額}}{\text{作成枚数の合計}} \quad (\text{1 銭未満の端数切上げ。})$$

(3) ビラ作成公営に関する調

事 項	契約の回数 1回の契約 による確認 枚数	1回契約		計	2回契約		計
		5万枚以下	5万枚を超えるもの		5万枚以下	5万枚以下1回、5万枚を超えるもの1回	
1種類のみ作成した候補者数及び枚数 (人)	-	5	5	-	-	-	-
2種類を作成した候補者数及び枚数 (人)	-	-	-	-	-	-	-
契約金額の総額 (円)	-	2,443,000	2,443,000	-	-	-	-
基準額の総額 (円)	-	2,380,000	2,380,000	-	-	-	-
請求額の総額 (円)	-	2,365,300	2,365,300	-	-	-	-
平均単価 (円)	-	6.98	6.98	-	-	-	-

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1銭未満の端数切上げ。

(4) 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営に関する調

事 項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	1	2	5
作成数の合計 (枚)	12	3	4	19
契約金額の総額 (円)	703,044	164,742	153,820	1,021,606
基準額の総額 (円)	658,968	164,742	219,656	1,043,366
請求額の総額 (円)	658,968	164,742	153,820	977,530
平均単価 (円)	58,587	54,914	38,455	53,769

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(5) 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営に関する調

事 項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	2	2	6
作成数の合計 (枚)	8	8	8	24
契約金額の総額 (円)	493,088	427,968	202,580	1,123,636
基準額の総額 (円)	415,936	415,936	415,936	1,247,808
請求額の総額 (円)	415,936	415,936	202,580	1,034,452
平均単価 (円)	61,636	53,496	25,323	46,819

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(6) ポスター作成公営に関する調

事 項	選挙区別				
	1 区	2 区	3 区	合 計	
ポスター 掲示場数	669箇所	1,069箇所	1,115箇所	500箇所以下	500箇所以上
候補者数 (人)	2	2	2	-	6
作成枚数の合計 (枚)	2,850	4,700	2,800	-	10,350
契約金額の総額 (円)	2,467,800	2,695,000	615,850	-	5,778,650
基準額の総額 (円)	2,312,064	2,356,076	1,484,000	-	6,152,140
請求額の総額 (円)	2,312,064	2,353,938	615,850	-	5,281,852
平均単価 (円)	866	574	220	-	559

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営に関する調

事項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	1	2	5
作成数の合計 (枚)	10	5	7	22
契約金額の総額 (円)	308,625	198,625	182,600	689,850
基準額の総額 (円)	397,250	198,625	317,800	913,675
請求額の総額 (円)	308,625	198,625	182,600	689,850
平均単価 (円)	30,863	39,725	26,086	31,357

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(8) ポスター掲示場に関する調

事項	有権者数 面積	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		合 計
		~2km ²	2km ² ~ 4km ²	4km ² ~ 8km ²	8km ² ~	~4km ²	4km ² ~ 8km ²	8km ² ~	~4km ²	4km ² ~	~4km ²	4km ² ~	
市	投票所数	41	26	19	17	84	44	16	21	16	2	1	287
	掲示場設置数	153	124	100	127	630	373	152	170	147	18	10	2,004
町	投票所数	43	32	16	14	34	5	6	-	1	-	-	151
	掲示場設置数	156	150	83	102	246	44	59	-	9	-	-	849
計	投票所数	84	58	35	31	118	49	22	21	17	2	1	438
	掲示場設置数	309	274	183	229	876	417	211	170	156	18	10	2,853

区 分	新設した掲示場数		既存のものを再使用した掲示場数		レンタル資材を使用した恒久的 掲示場	合 計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場以 外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場以 外の掲示場		
市	-	2,004	-	-	-	2,004
町	-	613	-	-	236	849
計	-	2,617	-	-	236	2,853

(9) ポスター掲示場設置箇所数に関する調

区分 市町別	投票区数	法定設置数	減少協議数	差引設置数
高松市(第1)	48	383	10	373
土庄町	33	185	60	125
小豆島町	33	195	47	148
小豆郡計	66	380	107	273
直島町	5	31	8	23
1区計	119	794	125	669
高松市(第2)	22	170	26	144
丸亀市(第2)	9	70	-	70
坂出市	28	188	-	188
さぬき市	34	236	10	226
東かがわ市	27	185	5	180
5市計	120	849	41	808
三木町	18	128	2	126
木田郡計	18	128	2	126
宇多津町	8	56	2	54
綾川町	9	77	-	77
綾歌郡計	17	133	2	131
2区計	155	1,110	45	1,065
丸亀市(第1)	23	163	-	163
普通寺市	23	147	-	147
観音寺市	39	253	-	253
三豊市	34	260	-	260
4市計	119	823	-	823
琴平町	6	39	-	39
多度津町	16	98	-	98
まんのう町	23	164	5	159
仲多度郡計	45	301	5	296
3区計	164	1,124	5	1,119
市計	287	2,055	51	2,004
町計	151	973	124	849
県計	438	3,028	175	2,853

(10) 政見放送の日時及び順序に関する調

放送の別	放送局名	放送日時	候補者届出政党の放送の順序				
			1	2	3	4	5
テレビジョン放送	日本放送協会	10月27日 午前7時25分～ 10月28日 午前7時25分～	日本維新の会	立憲民主党	自由民主党		
			国民民主党	日本共産党	自由民主党		
	株式会社 瀬戸内海放送	10月28日 午後1時45分～	日本維新の会	立憲民主党	日本共産党	国民民主党	自由民主党
	西日本放送 株式会社	10月25日 午後3時50分～	自由民主党	国民民主党	立憲民主党	日本維新の会	日本共産党
ラジオ放送	日本放送協会	10月25日 午前8時00分～ 10月26日 午前8時00分～	日本共産党	国民民主党			
			立憲民主党	日本維新の会	自由民主党		
	西日本放送 株式会社	10月29日 午後0時25分～	自由民主党				

(11) 政見放送に関する調

① テレビ

候補者届出政党数	実施放送局	申込政党数	局録画				持込み				放送回数
			自社録画		他社録画		自社に持込まれたもの		その他		
			政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数	政党数	種類数	
	日本放送協会	5	-	-	-	-	5	5	-	-	6
5	西日本放送株式会社	5	-	-	-	-	5	5	-	-	5
	株式会社瀬戸内海放送	5	-	-	-	-	5	5	-	-	5

② ラジオ

候補者届出政党数	実施放送局	申込政党数	局録音				持込み				放送回数
			ラジオ放送用として特に録音したもの		その他		ラジオ放送用として特に持込まれたもの		その他		
			政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数	政党数	種類数	
5	日本放送協会	5	-	-	-	-	2	2	3	3	5
	西日本放送株式会社	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1

(注) 「局録音」及び「持込み」の「その他」欄には、テレビ放送用のものを使用した場合について記載。

(12) 新聞広告に関する調

新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
四国新聞	7	35	401,280円

(13) 入場券発行状況に関する調

区 分	入場券を発行している団体数	左 の 内 郵 送 対 象 団 体			入場券を発行していない団体数	合 計
		団体数	R3. 10. 18現在 選挙人名簿登録者数	郵送選挙人数 (入場券発行数)		
人口30万人以上の市	1	1	353, 951	353, 951 (353, 951)	—	1
人口10万人以上 30万人未満の市	1	1	92, 601	92, 587 (92, 587)	—	1
その他の市	6	6	240, 264	239, 645 (239, 873)	—	6
町	9	9	126, 120	125, 379 (125, 653)	—	9
計	17	17	812, 936	811, 562 (812, 064)	—	17

(14) 選挙公報に関する調

区分	候補者数	掲載申請候補者数	うち、掲載文を電子データにより提出した候補者数	うち、音声読み上げ対応データを提出した候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までに要した日数	納品から管内市町に配布完了するまでに要した日数	最も早く各世帯に公報の配布を開始した日	最も遅く各世帯に公報の配布を完了した日	公示日からH P掲載までに要した日数	印刷所名	公報1部当たり印刷費(用紙代を含む。)	公報の規格及び頁数
小選挙区	7	7	1	—	465, 400	435, 305	2	—	10月22日	10月29日	1	小松印刷株式会社	3円52銭	ブランク版 2頁
比例代表	—	—	—	—	465, 400	435, 305	1	—	10月22日	10月29日	3	小松印刷株式会社	5円94銭	ブランク版 4頁

- (注) 1 「印刷から納品までに要した日数」の欄及び「納品から管内市町に配布完了するまでに要した日数」の欄は実日数による(印刷日及び納品日の当日をそれぞれ0日目として算出している)。
2 「公示日からH P掲載までに要した日数」については、公示日を1日目としている。

(15) 個人演説会の会場数に関する調

市町別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設の数								合 計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	役場・支所・出張所	保育園	その他公共施設(体育館等)	その他	計	
市	382	72	9	—	—	—	1	—	191	—	192	655
町	89	56	2	—	—	—	—	—	77	—	77	224
計	471	128	11	—	—	—	1	—	268	—	269	879

(16) 個人演説会の会場使用度数に関する調

市町別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設		合 計	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市	12	—	3	—	25	—	40	—
町	1	—	—	—	6	—	7	—
計	13	—	3	—	31	—	47	—

8 候補者届出政党の選挙運動

(1) 選挙運動用ビラ証紙交付に関する調

選挙区数	証紙交付を受けた政党の数	ビラ証紙交付数					計
		立憲民主党	自由民主党	日本維新の会	国民民主党	日本共産党	
3	3	40,000	120,000	-	40,000	-	200,000

(2) 選挙運動用ポスター証紙交付に関する調

選挙区数	証紙交付を受けた政党の数	ポスター証紙交付数					計
		立憲民主党	自由民主党	日本維新の会	国民民主党	日本共産党	
3	4	1,000	3,000	-	1,000	1,000	6,000

(3) 新聞広告に関する調

新聞名	広告をした候補者届出政党数	単位	広告料金 (9.6cm×1段)
朝日新聞	1	4	45,384.25
四国新聞	5	72	200,640
読売新聞	1	4	28,363.5

(注) 「単位」は9.6cm×1段を単位とする。

(4) 政党演説会・政党等演説会の開催回数に関する調

区分	社会民主党	公明党	国民民主党	自由民主党	日本共産党	日本維新の会	立憲民主党	れいわ新選組	NHKと裁判している党弁護士法72条違反で	合計
政党演説会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政党等演説会	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1